

大阪市障がい者施策推進協議会専門部会の活動状況

(1) 障がい者計画策定・推進部会

平成 30 年 2 月 13 日 第 2 回障がい者計画策定・推進部会

- (1) 「大阪市障がい者支援計画」の進捗状況について（報告）
- (2) 次期「大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」（素案）に対するパブリック・コメントの結果について
- (3) 次期「大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」（案）について

(2) 地域自立支援協議部会（大阪市地域自立支援協議会）

平成 30 年 3 月 16 日 第 2 回大阪市地域自立支援協議会

- (1) 各区地域自立支援協議会の活動状況について
- (2) 障がい者基幹相談支援センターの業務状況について
- (3) 各区障がい者相談支援センターの運営評価について
- (4) 指定相談支援事業の実施状況について
- (5) 平成 30 年度からの相談支援体制について
- (6) 次期「大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」（素案）に対するパブリック・コメントの結果及び次期計画（案）について
- (7) 障がい者差別解消法にかかる対応状況について
- (8) 障がい者虐待の対応状況について
- (9) 区からの意見に関する回答について

(3) 発達障がい者支援部会

平成 30 年 2 月 9 日 第 2 回発達障がい者支援部会

- (1) 発達障がい者支援センター事業実施状況について
- (2) 発達障がい者支援施策の実施状況等について
- (3) 次期「大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」（素案）に対するパブリック・コメントの結果及び次期計画（案）について

(4) 障がい者差別解消支援地域協議部会

平成 29 年 12 月 27 日 第 2 回障がい者差別解消支援地域協議部会

- (1) 第 1 回障がい者差別解消支援地域協議部会の結果について
- (2) 平成 29 年度障がい者差別解消にかかる取組状況について
 - ・ 相談窓口の対応状況
 - ・ 研修及び啓発の取組状況
 - ・ 平成 30 年度に向けた取組
- (3) 障害者差別解消法に関する事業者としての取組状況等について

平成 30 年 3 月 28 日 第 3 回障がい者差別解消支援地域協議部会（予定）

- (1) 第 2 回障がい者差別解消支援地域協議部会の結果について
- (2) 平成 29 年度障がい者差別解消にかかる取組状況について
- (3) 行政機関としての取組について
- (4) 平成 30 年度に向けた取組

平成 30 年度からの障がい者相談支援体制について

1. 大阪市の障がい者相談支援体制について

平成 24 年度より、各区 1 ヲ所ずつ「区障がい者相談支援センター」、市内 1 ヲ所に「基幹相談支援センター」を設置

障がい者を取り巻く環境の変化に対応していくため、身近な地域における相談支援体制を強化

「区障がい者相談支援センター」

「区障がい者基幹相談支援センター」

「大阪市障がい者基幹相談支援センター」

「大阪市障がい者相談支援調整事業」

(大阪市障がい者相談支援研修センター(仮称))

平成 30 年度からの障がい者相談支援体制

区障がい者基幹相談支援センター

区障がい者相談支援センターを「基幹相談支援センター」として位置づけ、身近な地域における中核的な相談支援機関としての役割を担うため体制強化を図った。

(平成 29 年度まで)

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う(福祉サービスの利用援助、権利擁護など)
 自立支援協議会の企画・運営等に主体的に参画
 担当区域内の指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者に対する後方支援
 障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者からの通報又は届出の受理

(平成 30 年度から)

< 対応業務 >

複合課題に対応するための他施策分野
 (地域包括支援センター等)との連携強化

地域移行のコーディネート業務の追加

< 人員配置 >

配置基準の引き上げ
 (配置基準の最低人員を 2 名 3 名)

専門職配置数の引き上げ
 (3 名区の専門資格者を 1 名 2 名)

平成 29 年度まで

支給決定者数	配置基準	うち専門職
0人~599人	2名	1名
600人~1199人	3名	1名
1200人~1799人	4名	2名
1800人以上	5名	3名

平成 30 年度から

支給決定者数	配置基準	うち専門職
0人~1199人	3名	2名
1200人~1799人	4名	2名
1800人以上	5名	3名

区障がい者基幹相談支援センター 業務内容
(1) 障がい者相談支援事業 (2) 専門的な知識を必要とする困難ケース等への対応 (3) 地域の相談支援体制強化の取組 区からの依頼に基づく計画相談支援事業所の選定 指定一般・特定相談支援事業所 地域の各種相談支援機関（地域包括等）との連携強化の取組 (4) 区地域自立支援協議会の取組 (5) 地域移行の推進に向けた取組 障がい者支援施設入所者等に向けた地域生活への移行に関する情報提供 障がい者支援施設等からの地域移行支援にかかるコーディネート (6) 権利擁護・虐待の防止のための取組 (7) 障がい者施策等に関する本市からの周知や広報啓発活動への協力

これまで各区障がい者相談支援センターで実施してきた「住宅入居等支援事業」については、平成 30 年度からは各区障がい者基幹相談支援センターと 9 か所の地域活動支援センター（生活支援型）で実施予定

《平成 30～32 年度の人員配置》

担当区域	必要職員数			有資格者数 (左記の内数)	
	常勤	非常勤	合計	相談支援 専門員	専門資格 取得者
北区・都島区・福島区・此花区・中央区・ 西区・港区・大正区・天王寺区・浪速区・ 西淀川区・東成区・旭区・鶴見区・ 阿倍野区	1人	2人	3人	1人	2人
淀川区・生野区・城東区・住之江区・ 東住吉区	1人	3人	4人	1人	2人
東淀川区・住吉区・平野区・西成区	1人	4人	5人	1人	3人

障がい者相談支援調整事業（大阪市障がい者相談支援研修センター（仮称））

- ・これまで基幹相談支援センターが担ってきた、区障がい者相談支援センターの統括・後方支援機能を廃止し、「障がい者相談支援調整事業」として相談支援専門員に対する専門的研修業務など、集約して行うことが効果的な業務を実施
- ・困難事例等への対応のため、専門的知見を有するスーパーバイザーを派遣

障がい者相談支援調整事業 業務内容

- (1) 相談支援専門員に対する専門的研修の実施
- (2) 障がい者理解に向けた啓発・広報
- (3) ピアカウンセラーの養成・紹介
- (4) 障がい者支援施設等からの地域移行における連絡調整及び啓発・広報
- (5) スーパーバイザーの派遣
 - ・ 困難事例等への対応のため、区障がい者基幹相談支援センター等からの要請に応じて、専門的知見を有する者を派遣
- (6) 相談支援事業等に関する状況把握及び情報提供

2 . 来年度以降の受託法人の公募及び選定状況

- H29.11.28 ~ 12.28 公募期間
- H30.1.15 ~ 1.26 再公募期間 (旭区・阿倍野区)
- H30.1.30 ・ 2.6 受託事業者選定会議
- H30.2.13 受託予定法人決定 【別紙 受託予定法人一覧参照】

平成30～32年度 区障がい者基幹相談支援センター業務受託予定法人一覧

平成30年3月16日現在

区域名	受託予定法人名	所在地	電話	FAX	備考
北区	(社福)北区さつき会	北区本庄西3-13-5	6374-7888	6374-7889	
都島区	(特非)あるる	都島区中野町3-4-21 ヘルキップ・オザン1階	6355-3701	6355-3702	
福島区	(社福)大阪市手をつなぐ育成会	福島区海老江1-8-8 福島育成園内	6456-4107	6456-0561	
此花区	(社福)水仙福祉会	此花区春日出北1-1-4-101	6461-5055	6461-5056	
中央区	(社福)大阪府肢体不自由者協会	中央区法円坂1-1-35 アネックスハル法円坂内	6940-4185	6943-4666	
西区	(特非)燦然会	西区九条3-4-7	6585-2550	6585-2550	
港区	(社福)精神障害者社会復帰促進協会	港区波除5-7-6 ハイツイッセイ101	6585-2211	6585-2212	
大正区	(特非)障害者自立生活センター・スクラム	大正区三軒家東1-12-27 アドヴァンスライフ101号	6555-3509	6555-3520	
天王寺区	(特非)ムーブメント	天王寺区大道3 1 26	4302-5203	4302-5243	新規
浪速区	(特非)日常生活支援ネットワーク	浪速区敷津東3-6-10	6649-0421	6649-0421	
西淀川区	(社福)水仙福祉会	西淀川区姫島6-3-44	4808-3080	4808-3082	
淀川区	(社福)関西中央福祉会	淀川区西中島7-12-23 第2丸善ビル1階	6101-5031	6101-5032	
東淀川区	(特非)Flat・きた	東淀川区豊新2-5-1 シャトー玉川第一103	6325-9992	4307-3673	
東成区	(社福)大阪市手をつなぐ育成会	東成区大今里西1-1-15	6981-0770	6981-0703	
生野区	(特非)自立支援センター・エポック	生野区巽北4-13-23 勝山東ガーデンハイツ103	6756-0807	6756-0801	
旭区	(特非)あさひ	旭区大宮1丁目13番6号ペローナコート1階	4254-2339	6180-6901	新規
城東区	(特非)地域自立支援推進協議会 JOTO	城東区中央1-8-30 パンション真紀2階	6934-5858	6934-5850	
鶴見区	(社福)日本ライトハウス	鶴見区今津中2-4-37	6961-4631	6961-5525	
阿倍野区	(特非)燦然会	阿倍野区昭和町1-20-22 朝日プラザ昭和町 1階	6621-3830	6621-3830	新規
住之江区	(特非)自立生活夢宙センター	住之江区新北島1-2-1 オскар・ドリーム2階	6657-7556	4702-4738	
住吉区	(社福)あいえる協会	住吉区長居西1-9-12 キミハウス1F	6609-3133	6609-3210	
東住吉区	(特非)ちゅうぶ	東住吉区西今川2-3-8	6760-2671	6760-2672	
平野区	(社福)大阪市障害者福祉・スポーツ協会	平野区喜連西6-2-55 大阪市職業リハビリテーションセンター2階	6797-6691	6797-6691	
西成区	(社福)ヒューマンライツ福祉協会	西成区長橋3-2-27	6562-5800	6562-6677	

平成30～32年度 障がい者相談支援調整事業業務受託予定法人一覧

市域名	受託予定法人名	所在地	電話	FAX	備考
大阪市	(社福)大阪市障害者福祉・スポーツ協会	東住吉区南田辺1-9-28 大阪市立早川福祉会館内	6622-1205	6622-1223	

地域生活支援拠点等の整備について

- 障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための5つの機能について、地域の実情に応じた創意工夫により整備。（地域生活支援拠点等の整備）
- 国の基本指針：平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1か所整備。

1. 地域生活支援拠点等の必要な機能

既に地域にある機能を含め、原則、次の5つの機能すべてを面的に備える

	機能	国が求める機能
1	相談	常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に必要なサービスのコーディネートや相談・支援を行う機能
2	緊急時の受け入れ・対応	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保したうえで、緊急時の受入や医療機関への連絡等の対応を行う機能
3	体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等にあたって、グループホーム等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
4	専門性	専門的な対応ができる体制の確保や人材の養成を行う機能（医療的ケア・行動障がい等）
5	地域の体制づくり	地域のニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

2. 平成30年度の実施について

- ・ 各区障がい者相談支援センターを基幹相談支援センターと位置づけ、相談支援機能を充実するとともに、各区障がい者基幹相談支援センターにおいて地域の社会資源との連携体制機能を強化
- ・ 障がい者相談支援調整事業において、相談支援専門員に対する専門的研修を実施するとともに、困難ケースに対する専門的な助言・指導が可能な専門家（スーパーバイザー）を派遣する体制を確保



その他の必要な機能について、障がい福祉サービス報酬改定の状況等を踏まえ、課題に対応するための施策について検討を進めていく

平成 30 年度障がい福祉サービス等報酬改定において、「地域生活支援拠点等」にかかるものとして下記のものが提示されている。

	機能	報酬改定での対応状況	加算の創設や拡充等
1	相談	計画相談支援事業所にコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れ対応を行う加算を創設	「地域生活支援拠点等相談強化加算」 ➤短期入所への受入れ回数に応じて、月4回を限度として、700単位/回を加算
2	緊急時の受け入れ・対応	緊急の受入れ対応を重点的に評価するため、緊急短期入所受入加算の算定要件の見直しを実施	短期入所の「緊急短期入所受入加算」 ➤単位数を引き上げ ・緊急短期入所受入加算 120単位/日 180単位/日 ・緊急短期入所受入加算 180単位/日 270単位/日 ➤これまで初日のみ算定可としていたものを、初日から7日(やむを得ない事情がある場合は14日)まで算定可能とする
3	体験の機会・場	体験利用加算・体験宿泊加算の見直し	「体験利用加算」について、初期段階における加算単位数を高く設定 (現行) 300単位/日 (今後) 初日～5日目までが500単位 6日～15日目までが250単位 拠点等の機能を担う事業所は+50単位
4	専門性	専門的人材の確保・養成機能を強化する観点から、手厚い体制や個別特性に対応する支援の評価として、生活介護に重度障がい者支援加算を創設	重度障がい者支援加算 イ 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置した場合(体制加算) 7単位/日 ロ 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障がい者を有する者に対して個別の支援を行った場合 180単位/日
5	地域の体制づくり	計画相談支援事業所を中心に、月に1回、支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の明確化と解決に向けて情報共有を行い、共同で対応していることを評価する加算を創設	「地域体制強化共同支援加算」 2,000単位/月(月1回を限度)

1. 3 . 5 は拠点等の機能を担う事業所として市町村が認めた事業所に限り算定可能

大阪市における発達障がい者支援施策

1 早期発見から早期発達支援へ

乳幼児健康診査等の充実

- ・ 健診従事者への研修の実施
- ・ 乳幼児発達相談体制の強化
- ・ 4・5歳児発達障がい相談

発達支援の充実

- ・ 発達障がい児専門療育
- ・ 発達障がい基礎講座(親支援講座)
- ・ ソーシャルスキル講座(親支援講座)
- ・ ペアレント・トレーニング(親支援)
- ・ 啓発DVDの配付

教育・保育の充実(幼稚園・保育所・認定こども園等)

- ・ 幼稚園教諭・保育士等に対する研修等の実施
- ・ 発達障がい児等特別支援教育相談事業
- ・ 障がい児保育巡回指導講師派遣事業
- ・ 保育所における発達支援プログラムの活用

2 学齢期の支援の充実

特別支援教育の充実

- ・ 巡回相談体制の強化
- ・ 発達障がいサポート事業
- ・ 発達障がい研修支援事業
- ・ 啓発資料の配布

発達支援の充実(再掲)(1 参照)

自立支援の充実

- ・ 児童養護施設等での発達障がい児自立支援事業
- ・ キャリア教育支援事業

3 成人期の支援の充実

自立支援の充実

- ・ 発達障がい者支援センター(エルムおおさか)による発達支援

就労支援の充実

- ・ 発達障がい者支援センター(エルムおおさか)による就労支援
- ・ 発達障がい者就業支援コーディネーターの配置

4 家族に対する支援の充実

- ・ ペアレント・トレーニング等の親支援講座の実施
- ・ ペアレント・メンター(ピア・カウンセリング)事業の実施

5 地域の相談支援の充実

- ・ 発達障がい者支援センター(エルムおおさか)による相談支援等
- ・ 発達障がい者支援センター(エルムおおさか)による地域サポート体制の強化
- ・ 発達障がい者支援マップ

6 支援の引継ぎのための取組

- ・ 発達ノート
- ・ サポートブック

7 市民への啓発

- ・ 「世界自閉症啓発デー」・「発達障害啓発週間」普及啓発活動
- ・ 発達障がい者支援センター(エルムおおさか)による地域サポート体制の強化

平成 29 年度 第 2 回大阪市障がい者差別解消支援地域協議部会（概要）

1 相談窓口の対応状況

- ・平成 29 年度（4～9 月）障がいを理由とする差別に関する相談窓口における対応状況（相談内容）相談者の主訴に基づく。（ ）は平成 28 年度

不当な差別的取扱に関する相談	15 件	（35 件）
合理的配慮の不提供に関する相談	10 件	（22 件）
環境の整備に関する相談	3 件	（4 件）
その他（要望・苦情等）	12 件	（9 件）
	計 40 件	（71 件）

同一事案の複数窓口への相談及び平成 28 年度からの継続案件 5 件を含む

2 研修・啓発等

平成 29 年度（4～12 月）障害者差別解消法に関する研修・啓発等の実績

《市民・事業者向け》

- ・市民局出前研修
- ・生活困窮者自立支援事業担当者連絡会における研修
- ・障がい者総合支援制度における指定障がい福祉サービス事業者等への集団指導
- ・大阪市人権相談ネットワーク専門相談機関連絡会での制度周知
- ・大阪市障がい者相談支援センター連絡会での取組状況報告
- ・障害者差別解消にかかる講演会の実施
- ・HIV の感染症に関する事業者への周知チラシの作成・配布

《市職員向け》

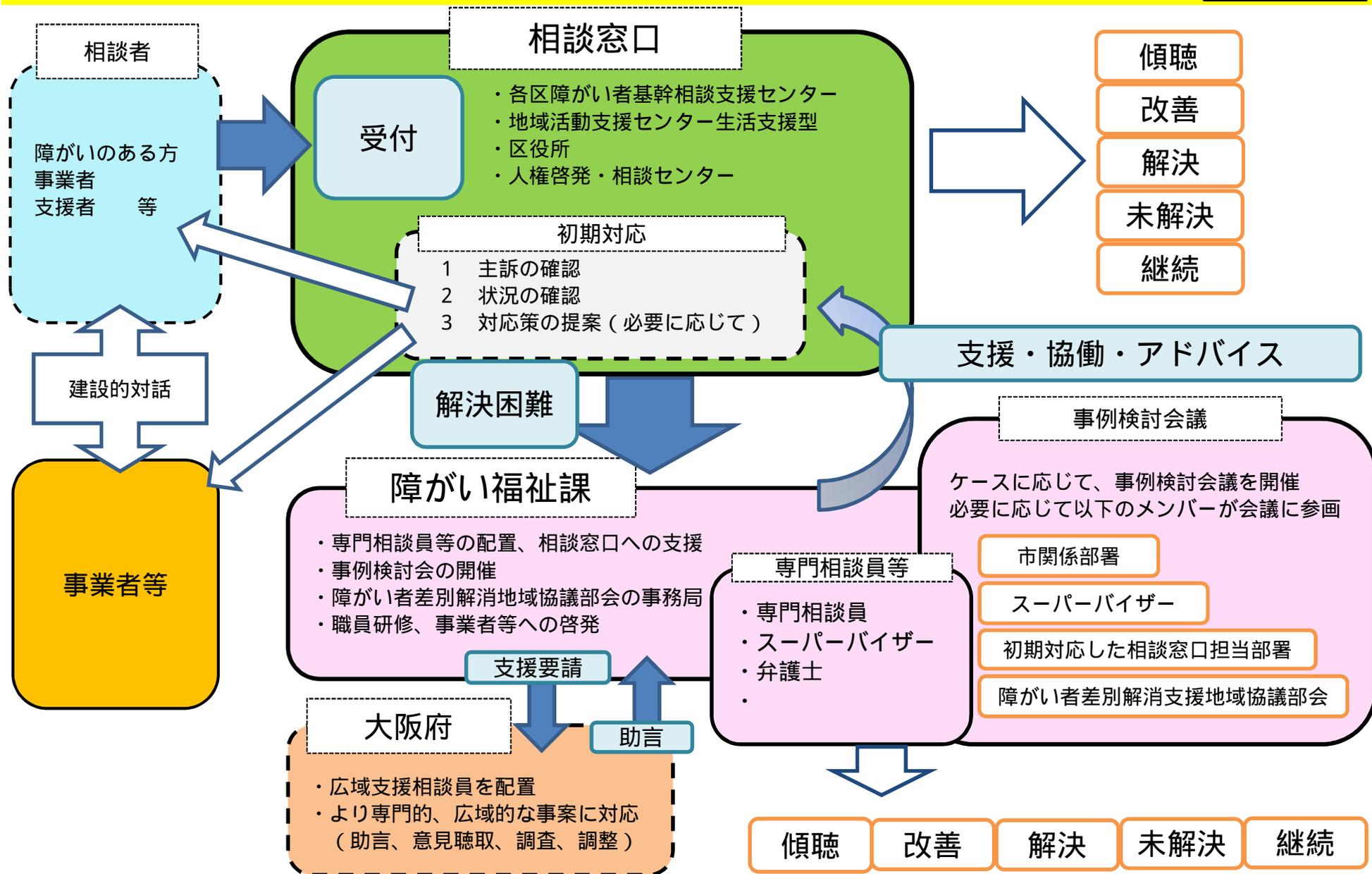
- ・各業務担当者研修の実施
- ・対応要領を踏まえた合理的配慮の提供に関する契約書等への記載の周知

3 平成 30 年度に向けた取組

- ・障がい者差別解消のための相談対応フローの改訂（別紙 1）
- ・相談対応における相談受付票の改訂（別紙 2）

4 障害者差別解消法に関する事業者としての取組状況等の報告

- ・大阪シティバス（株）、がんこフードサービス（株）、（株）ロイヤルホテル



相談日	平成 年 月 日 ()	当事者氏名	
状況の確認	相談の内容から	事業者にも確認済み	
<p>1 不当な差別的取扱い</p> <p>障がい者として、正当な理由なく、商品やサービス等の提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることで、障がい者の権利利益を侵害すること</p> <p>障がいを理由としているか？</p> <p>商品やサービス等の提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりしているか？</p> <p>相手方に正当な理由があるか？ その理由を具体的に説明し、理解を得るように努めたか？</p> <p>対話の状況（相手方の対応と相談者（当事者）の納得状況）</p>			
<p>2 合理的配慮の不提供</p> <p>障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行わないことで、障がい者の権利利益を侵害すること</p> <p>相談者（当事者）が求めている配慮の内容（その手段、方法）</p> <p>相手方に過重な負担が生じているか？（業務遂行への影響、費用負担の程度）</p> <p>実際に行われた配慮、代替措置</p> <p>対話の状況（相手方の対応と相談者（当事者）の納得状況）</p>			
<p>3 その他（環境の整備、制度説明、苦情、要望等）</p>			